

第46回

令和5年度

九州地区救護施設職員研究大会

支援を必要としている人を確実に受け止める施設としての期待に応えよう
～ともに生きる豊かな地域社会の実現を目指して～



期 日：令和5年7月6日（木）～7月7日（金）
会 場：ホテル グランデはがくれ

主 催

九州地区救護施設協議会

後 援

佐賀県・佐賀市・佐賀県社会福祉協議会
全国救護施設協議会

目 次

■大会日程・プログラム	1
■開催要項	2
■中央情勢説明	5
全国救護施設協議会 会長 大西 豊美 氏	
■意見発表	
テーマ①『利用者主体の個別支援の質の向上に向けた取り組み』	
◎新たな就労支援システムの構築	1 2
仁風園	田吹 暢浩
◎高次機能障害の方の介護抵抗や清潔保持困難に対する園での取り組み	1 8
いしみね救護園	田端 健
テーマ②『利用者の人権を尊重した支援と虐待防止に向けた取り組み』	
◎気付きと向き合いニーズに変える	2 4
清風園	黒岩 美保
テーマ③『地域におけるセーフティネット機能の強化に向けた取り組み』	
◎佐賀県内救護施設の連携による生活困窮者支援について	3 1
かんざき日の隈寮	中島 賢吾
◎地域におけるセーフティネット機能の強化に向けた取り組み	3 6
あいこう園	藤尾 照人
◎入所受入時における処遇困難事例について	4 2
溪泉寮	江良 正平
■グループディスカッション	
グループ①	意見発表の内容についてグループ毎に情報共有及び 自施設へ置き換えて考えられる事、出来る事等について討議
グループ②	施設運営、人材確保・育成・定着に向けた取り組みについて情報の共有
	4 6
■大会参加者名簿	4 8
■フロアマップ	5 1

大会日程・プログラム

【 7月6日 (木) 】

時 間	プログラム	会 場
11:00 ~ 12:00	運営委員会及び係員打合せ	ハーモニーAB

【 7月6日 (木) 】

時 間	プログラム	会 場
13:00 ~ 13:30	受 付	ハーモニー A B
(13:25~13:30)	開会予告	
13:30 ~ 14:00 (30分)	開会式 1. 開会の言葉 九州地区救護施設協議会 副会長 和田 徳行 2. 主催者挨拶 九州地区救護施設協議会 副会長 上間 丈文 3. 来賓挨拶 佐賀県 健康福祉部 部長 實松 尊徳 様 佐賀市 副市長 池田 一善 様 4. 登壇者紹介	
14:00 ~ 14:45 (45分)	中央情勢説明 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国救護施設協議会 会長 大西 豊美 氏	
14:45 ~ 15:00	休 憩	
15:00 ~ 16:45 (105分)	意見発表 ①『利用者主体の個別支援の質の向上に向けた取り組み』 ②『利用者の人権を尊重した支援と虐待防止に向けた取り組み』 ③『地域におけるセーフティネット機能の強化に向けた取り組み』	ハーモニー A B
16:45 ~ 16:50	アナウンス	
18:00 ~ 20:00 (120分)	意見交換会 挨拶：九州地区救護施設職員研究大会 実行委員長 大島 毅 乾杯：九州地区救護施設職員研究大会 実行委員長 大島 毅 中締め挨拶：九州地区救護施設職員研究大会 副実行委員長 真崎 靖行	ハーモニー A B

【 7月7日 (金) 】

時 間	プログラム	会 場
8:30 ~ 9:00	受 付	
9:00 ~ 10:50 (110分)	グループディスカッション ①7~8名×9グループ ②10名×2グループ ①意見発表の内容についてグループ毎に情報の共有及び自施設へ置換えて考えられる事、出来る事等について討議する。 ②施設運営、人材確保・育成・定着に向けた取り組みについて情報の共有※施設長等管理監督者向けの内容となります。	ハーモニー A B 黒髪の間
10:50 ~ 11:00	休 憩 ※『黒髪の間』の参加者はハーモニーへご移動願います。	
11:00 ~ 11:30 (30分)	全体発表 ※グループ①のみ 1人3~5分程度 ・グループディスカッションの内容を全体に報告	ハーモニー A B
11:30 ~ 11:45 (15分)	全体まとめ・総評 グループ①： 調研委員長 高比良 宏輔 グループ②： 大会実行委員長 大島 毅	
11:45 ~ 12:00 (15分)	閉会式 1. 次期開催県挨拶 救護施設ときわの丘 施設長 松永 幸二 2. 閉会の言葉	

第46回九州地区救護施設職員研究大会開催要綱

1 趣 旨

全救協では、令和5年度事業の重点として①地域共生社会の実現に向けた行動指針の推進と社会への発信②利用者の人権を尊重した支援と利用者主体の個別支援の質の向上が示されている。

①については、救護施設が有する機能・役割等を活かし、地域共生社会の実現に向けて段階的に取り組むために整理した「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」を掲げ、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指している。

また②については、平成14年より個別支援計画に関する検討を始め、今日まで救護施設個別支援計画書の活用を進めている。

九救協としてもこの2項目の提言の趣旨に沿って知恵を絞り取り組むとともに、実践を共有し、直面する課題等について研究・情報共有・意見交換することを目的に本大会を開催する。

2 メインテーマ

支援を必要としている人を確実に受け止める施設としての期待に応えよう
～ ともに生きる豊かな地域社会の実現を目指して ～

3 主 催

九州地区救護施設協議会

4 後 援

佐賀県
佐賀市
佐賀県社会福祉協議会
全国救護施設協議会

5 期 日

令和 5年 7月 6日(木) ～ 7日(金)

6 日 程

11:00	12:00	13:00	13:30	14:00	14:45	15:00	16:45	18:00	20:00	
7/6 (木)	運営委員会 係員打合せ		受 付	開会式	中央情勢説明	休 憩	意見発表	ア ナ ウ ン ス	休 憩	意見交換会
8:30	9:00	10:50	11:00	11:30	11:45	12:00				
7/7 (金)	受 付	グループ ディスカッション	休 憩	全体発表	まとめ 総 評	閉会式				

7 会 場

ホテル グランデはがくれ

〒840-0815 佐賀県佐賀市天神2丁目1番36号

TEL: 0952-25-2212 FAX: 0952-24-2727

8 参加対象者

- (1) 九州各県救護施設職員
- (2) 九州各県行政機関職員

9 大会次第

(1) 開会式

①開会の言葉

九州地区救護施設協議会 副会長 和田 徳行

②主催者挨拶

九州地区救護施設協議会 副会長 上間 丈文

③来賓挨拶

佐賀県 健康福祉部 部長 實松 尊徳 様
佐賀市 副市長 池田 一善 様

④登壇者紹介

⑤閉 会

(2) 中央情勢説明

全国救護施設協議会 会長 大西 豊美 氏

(3) 意見発表

テーマ1 『利用者主体の個別支援の質の向上に向けた取り組み』

テーマ2 『利用者の人権を尊重した支援と虐待防止に向けた取り組み』

テーマ3 『地域におけるセーフティネット機能の強化に向けた取り組み』

(4) 意見交換会

※感染対策を実施したうえで行います。

(5) グループディスカッション

①意見発表の内容についてグループ毎に情報の共有及び自施設へ置き換えて考えられる事、出来る事等について討議

②施設運営、人材確保・育成・定着に向けた取り組みについて情報の共有・討議

※②は施設長等管理監督者向けの内容です。

(6) 全体発表

1グループ3～5分程度の発表を行う。

(7) 全体まとめ

※ 意見発表申し込み者へのお願い

ア 意見発表者は上記テーマに基づき、15分以内の発表を行う。

(全国大会発表者の選考にも繋がるため、時間厳守でお願いします)

イ 意見発表者は別紙「意見発表申込書」を5月19日(金)までに大会事務局(かんざき日の限寮)へ提出すること。

ウ 発表資料(Wordもしくはパワーポイント)を6月16日(金)までに大会事務局(かんざき日の限寮)へメールで送信すること。

※ 大会資料作成の都合上、締め切り厳守でお願いします

(8) 閉会式

- ①次期開催県挨拶 救護施設ときわの丘 施設長 松永 幸二
- ②閉会の言葉

10 経費

- (1) 参加費 8,000円
- (2) 意見交換会 7,000円

※ 意見交換会については、参加人数によっては中止とする場合もあります。

※ 宿泊については、各自で手配をお願いいたします。

11 参加申込方法

- (1) 参加希望者は、別紙「第46回九州救護施設職員研究大会 参加申込書」に必要事項をご記入の上、5月19日(金)までに大会事務局(かんだき日の限寮)へFAX又はメールにてお申し込みください。

12 大会事務局

救護施設 かんだき日の限寮 (担当者: 田中 潤 北島 照政)
〒842-0107 佐賀県神埼市神埼町鶴 2950-2
TEL: 0952-52-2229 FAX: 0952-52-7229
E-mail: shjim@star.saganet.ne.jp

個人情報の取扱いについて

本研究大会の申込者、参加者にかかる個人情報は、本会「個人情報の保護に関する方針(プライバシーポリシー)」に基づき、適切に取り扱うこととしており、他の目的で使用することはありません。

中央情勢報告

～救護施設をめぐる国の動きと全国救護施設協議会の取り組み～

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国救護施設協議会 会長 大西豊美

1. 救護施設をめぐる状況について

(1) 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直し

令和4年12月20日社会保障審議会生活困窮者自立支援および生活保護部会にて「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」（以下「中間まとめ」）が取りまとめられ、自立に向けた支援やつながりが途切れることがないように、両制度の一体的な支援・連携強化（いわゆる「重なり合う支援」）の方向性が示されるとともに、救護施設の個別支援計画の制度化や通所事業の拡充について提言されている。

〔生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する

これまでの議論の整理（中間まとめ）〕

（現状と課題）

- 救護施設を含めた保護施設は、最後のセーフティネットとして、精神疾患や身体・知的障害のある者、アルコール等の依存症のある者、DV や虐待の被害者、ホームレス等、様々な生活課題を抱える入所者に対する多様な支援の実践を担っている。
- 様々な課題を抱える入所者を計画的に支援するため、救護施設を始め保護施設においては、入所者に対する個別の支援計画を定めているところがある。また、支援の質を高める観点から職員等への研修が行われているところがある。さらに、支援に係る施設機能の強化のため、介護職員や看護師等の専門職を増員する場合は施設事務費が加算される仕組みとなっている。
- 救護施設は、利用者の状態の違いによっては、他の施設と比較して入所期間が長く、入所者の高齢化が進んでいる。また、入所者本人の日中活動も施設内に限られることが多く、施設外での就労や求職活動の取組が少ない場合もあり、結果として、現在の施設に継続入所する見込みが総じて高い状況にある。
- 救護施設等は、主に施設退所者を対象とした生活上の支援として通所事業を実施する際に、地域で居宅生活を営む被保護者も支援することができる仕組みとなっているが、対象者数は事業全体の定員の3割を超えない範囲にとどめることが条件となっている。

（対応の方向性）

- 救護施設等については、入所者が抱える様々な生活課題に柔軟に対応し、可能な方については地域移行を更に推進することが重要であり、施設の機能や目的に応じて、福祉事務所のケースワーカーを始めとする関係機関とも連携しつつ、計画的な支援に取り組む環境を整える必要がある。このため、福祉事務所と情報共有を図りつつ、救護施設等の入所者ごとの支援計画の作成を制度化する方向で対応する必要がある。あわせて、入所者の状態像に応じた支援やその機能の充実を図る観点から、例えば、施設における地域での就労等に向けた支援を促すことも考えられる。
- 地域共生社会の実現に向けて、救護施設等は、地域に居住する被保護者等に対する支援の一翼を担うことも期待されており、救護施設等の持つ多様な支援機能の活用を図ることが適当である。このため、利用者が少数の場合でも通所事業を使いやすくするとともに、通所事業の中で、施設退所者に加えて地域で居宅生活を営む被保護者も支援する際の、定員の上限割合を緩和する方向で対応する必要がある。
- 救護施設等については、精神疾患や依存症等の対応が難しいケースへの支援を実践している中、より専門性の高いスキルが求められており、救護施設職員等への研修の実施等、支援の質を向上させる取組を充実させるべきである。

(2) 救護施設等における個別支援計画策定に係る広報啓発事業

救護施設等における個別支援計画策定に係る理念、目的、策定のポイント、策定手法、策定事例等の検討に関する国の委託事業を全社協が受託し、全救協は検討委員として参画している。(令和5年6月～令和7年3月)

〔検討委員会メンバー〕

役 割	氏 名	所属・肩書 (施設所在地)	備 考
委員長	岡 部 卓	明治大学公共政策大学院 ガバナンス研究科専任教授	学識経験者
委 員	笠 木 素 子	社会福祉法人 育心会 理事長 (埼玉県)	全国救護施設協議会 調査・研究・研修委員会 委員長
	前 嶋 弘	救護施設こうせいみなと施設長 (大阪府)	全国救護施設協議会 個別支援計画に関する検 討委員会委員
	江 森 幸 久	更生施設 民衆館 施設長 (神奈川県)	全国更宿施設連絡協議会
	高 木 孝 一	豊中市福祉部 福祉事務所 施設係長	自治体
	大 久 伸 治	北九州市保健福祉局 総務部 保護課長	自治体
	櫻 井 真 一	武蔵野大学人間科学部 社会福祉学科講師	学識経験者

2. 令和5年度全国救護施設協議会の取り組み(事業の重点)について

(1) 救護施設の制度見直しへの対応

中間まとめにて示された救護施設の今後の方向性に向け、その具体化に向けた国の動きに対して、組織的な対応を行う。(個別支援計画の制度化、通所事業の拡充、等)

[令和6年度予算及び今後の制度改善策にかかる要望について(令和5年6月7日)]

※下線部分が該当部分

1. 支援計画の制度化に伴う、福祉事務所との連携強化及び支援の質の向上への取り組みの充実

救護施設では個別支援計画を利用者の個別支援のためだけに留めず、支援の提供体制や環境の見直し等を行っております。そのため福祉事務所のケースワーカーをはじめとする関係機関と連携し、計画的な支援に取り組む環境を整えるためにも中間まとめに沿った制度化の対応をお願いします。

また、これらを的確に行うには、ソーシャルワーク・スーパービジョン実施を含む専門的なスキルと経験のある人的資源が必要不可欠です。個別支援のさらなる質の向上に向けて、職員の育成・確保や、支援の質をさらに向上させるための取り組みの充実をお願いします。

なお、制度化に伴い新たな業務が生じることが見込まれることから、必要な財政支援をお願いします。

2. 地域での就労等に向けた支援機能の強化

救護施設利用者の地域移行には、就労支援が重要であるケースが少なくありません。このことから、救護施設の中には就労支援に積極的に取り組むところが数多くあります。しかし、こうした取り組みを行う施設では必要なマンパワーが不足しているのが実状です。利用者一人ひとりの希望と可能性を尊重し、働く力を伸ばすことや就労先を開発する等、就労支援を効果的かつ効率的に行うなど、入所者の状態像に応じた支援やその機能の充実を図るために、就労支援を行う職員を配置するなどの体制の整備について支援をお願いします。

3. 退所可能な利用者の他法他施策の適切な適用促進

介護保険制度を利用しての施設移行等の検討をする場合、施設利用者が要介護認定を受けることができる期間は退所予定の3か月以内とされているため、要介護認定を受けずに退所先を探さなくてはならない実態があることから、この要件の見直しをお願いします。

4. 地域共生社会の実現に向けて、地域に居住する被保護者等への支援を行うための保護施設通所事業の拡充

通所事業による継続した支援が必要にも関わらず、実施機関の意向により継続を打ち切られるケースが散見されます。こうした利用者にとって通所事業による支援は退所者等が地域生活を安定して継続するために必要不可欠であるため、必要な支援が継続して受けられるよう制度の適切な運用について自治体に通知をお願いします。

また、救護施設の持つ多様な支援機能を活用し、地域に居住する被保護者への支援を行うためにも地域枠の上限割合を緩和するようお願いします。

救護施設は、通所事業において利用者に対して来所時のみならず24時間365日連続した支援を行っています。地域のセーフティネットとしての役割を担うためにも、利用者が少数であっても事業の実施が可能となるよう制度の充実をお願いします。

5. 地域移行定着のための「地域移行定着支援員」(仮称)の配置

移行後、他法他施策の支援のみでは地域での安定的な生活を継続することが十分にできないケースには、救護施設職員によるきめ細やかな伴走型の支援が必要です。利用者が地域生活を営む上で必要サービスを利用できるよう、ソーシャルワーク機能をもって支援にあたる「地域移行定着支援員」(仮称)配置をお願いします。

6. 物価高騰に対する実態に即した財政措置と継続

救護施設への物価高騰対策・支援策について、自治体間の支援メニュー化や補助額等が実態に応じた負担軽減策になるとともに、長期化をも見据えた対応をお願いします。

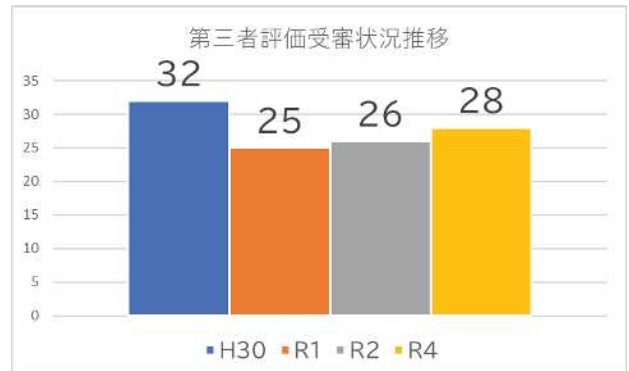
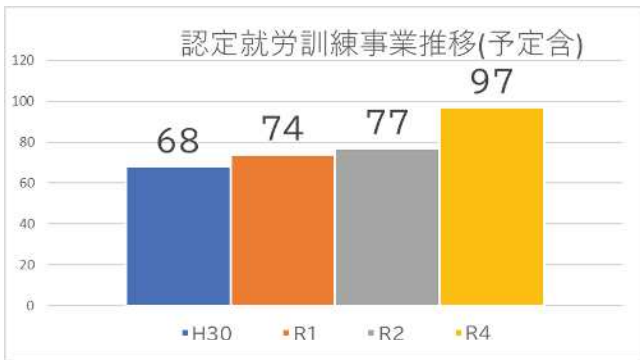
(2) 地域共生社会の実現に向けた行動指針の推進

「全社協福祉ビジョン 2020」の具体化を図るため、救護施設がその有する機能・役割等を活かし、地域共生社会の実現に向けて段階的に取り組むために整理した「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」(以下、行動指針)を推進し、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指す。

《行動指針重点項目》

◆生活困窮者自立支援制度による就労支援(就労準備支援・認定就労訓練)への取り組みを積極的に推し進めることで、認定就労訓練を全ての救護施設で実施することを目指す。

◆会員施設における第三者評価の受審を促進し、福祉サービスの質の向上を目指すとともに、救護施設の「見える化」を進める。



(3) 利用者の人権を尊重した支援と、利用者主体の個別支援の質の向上

会員施設における虐待・権利侵害の根絶に向けて、施設に外部の人々が介入する仕組みとして、第三者評価の受審や、苦情解決・第三者委員会の設置などの積極的な導入の推進を図る。

昨年末より社会福祉法人が設置する福祉施設等において利用者への人権侵害の事案が相次いでおり、福祉サービスのみならず社会福祉法人制度に対する信頼が揺るぎかねない状況となっている。福祉サービスに携わるすべての関係者が支援を必要としている人びとの人権を尊重し、適切な支援を実施することを意識し、その発生防止に取り組む必要がある。

(4) 救護施設の見える化の推進

長期化するコロナ禍において支援を要する方に必要な支援が届くように救護施設の社会的認知度の向上が必要となる。そのため、救護施設の活動等の外部・地域に対する「見える化」の推進について検討を行う。

福祉事務所の CW に救護施設への理解を深めてもらうことを目的に「生活と福祉」6月号(6月20日発刊)の特集「救護施設のいま」にて「具体的にどのようなケースを救護施設に依頼できるのか、日住との使い分けについて、救護施設の目線から伝えている。(全会員施設に配布している。)

新たな就労支援 システムの構築

【福岡県】
仁風園
田吹 暢浩(主任指導員)

1. 施設紹介

(2023.6.1 現在)

- ・ 48/50名 入所中
- ・ 精神科通院率 82%

※ 精神科病院を併設

- ・ アルコール依存症の方が多い (32%)
- ・ ホームレスやDV被害者、矯正施設出所者も在籍
- ・ 身体介護を必要とする利用者は不在(受入れ不可)

1階 …… 事務所、食堂、作業室
2～3階 …… 利用者居室
4階 …… 地域交流室、生活支援室



2. これまでの就労支援システム(コロナ禍前)

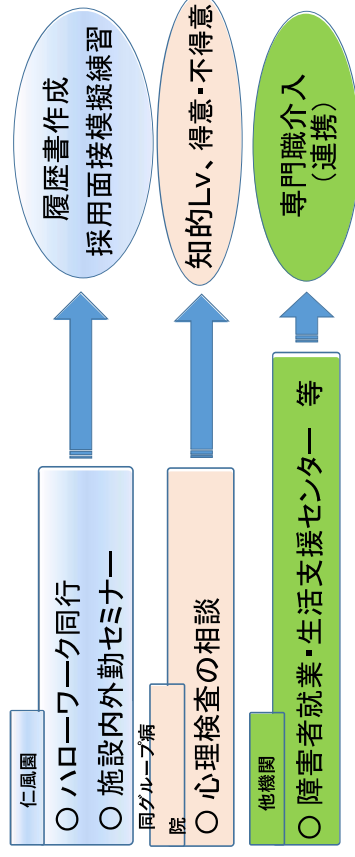
- ① 一般就労導入手順
- 1) 就労可否アセスメント

- 入所後3カ月以上が経過 (生活態度を見るため)
- 単独で外出可能
- 服薬管理が一日自己管理以上
- 金銭管理が自己管理(練習中含む)以上
- 施設のルールを守ることが出来る
- 就労意欲がある(休まずに作業に参加)

すべてクリアなら就労活動可

2. これまでの就労支援システム(コロナ禍前)

- ① 就労導入手順 (就労活動後)
- 2) 就労支援



2. これまでの就労支援システム(コロナ禍前)

3) 成果

年間、約3名ほどの利用者が一般就労へ

<< 課題 >>

就労までのアセスメントに時間を要す

焦り・不満(増)

<< 対策(早期希望者) >>

“施設生活”及び“作業アセスメント”にて就労可否を判断

入所3カ月以内で就労・単身生活移行も可!

約8年前



3. コロナ禍における就労支援状況

※福岡県は2020.4 初めての緊急事態宣言発令(2月下旬頃～学校も休校へ)

日常的支援が不可

・就労アセスメント困難

感染リスクへの不安

・就労支援に消極的

対象者減

・高齢化
・課題多

就労に繋がる利用者が次第に少なくなくなる・・・

4. 新たな就労支援

① きっかけ(2020.10月頃)

● 関連病院の厨房が人手不足

⇒ 利用者で働ける人がいないか?

【業務内容・時間】

・ 盛り付け、食器洗浄 ・ 朝、夕食前後(2時間ほど)

② メリット

- ・ 本人の特徴(得意・不得意)を共有しやすい
- ・ 近距離(バス等)を利用しない＝感染リスク減
- ・ 単純作業・短時間から始められる

4. 新たな就労支援

③ 位置づけ

仁風園(作業) ⇒ 【施設外就労(訓練)】 ⇒ 一般就労

④ 候補者

1) 福祉的就労(※1)含め、就労を目指している人

※1 障害者雇用や障害福祉サービス(A・B型、移行支援)

2) 作業参加率(8割以上の参加/月)

3) 施設内作業評価【Dランク以上(口頭指示で対応可)】

4) 施設生活・作業レベルから施設外就労訓練を行うことが妥当と認められた者

4. 新たな就労支援【施設外就労訓練】

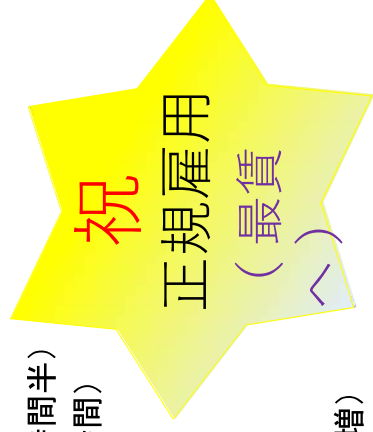
- ⑤ 工賃(訓練費)
1時間=200円 …… 仁風園から支給(下記、額の根拠)
 - ・ 訓練生という位置づけであり、雇用契約は結んでいない。
 - ☆ 仕事ぶりが評価されれば、**正規雇用(パート)**へ☆
 - ・ (R2年度)全国の就Bの平均(時間)工賃 = 223円
- ⑥ 対象者(計2名)
 - ・ **Aさん** …… 男性、60代、ホームレス(疾患・障害なし)
 - ・ **Bさん** …… 女性、50代、アルコール依存症

4. 新たな就労支援【施設外就労訓練】

- ⑥ コロナ感染対策(訓練者)
～他の利用者に比べ、感染リスクが高い～
 - ・ 2人部屋から1人部屋へ
 - ・ 食事は食堂でなく居室
 - ・ ワクチン接種優先

5. 訓練経過(厨房業務)

- ① 訓練内容(開始時)
 - 勤務時間
 - Aさん** 18:00 ~ 19:30 (1時間半)
 - Bさん** 8:30 ~ 9:30 (1時間)
 - 業務内容
 - 食器洗浄
- ② 開始2か月後
 - Aさん** …… 業務時間 30分(増)
 - Bさん** …… 野菜切り込み業務(増)



6. 正社員後の支援

Aさん …… 男性、60代、ホームレス(疾患・障害なし)
☆特徴☆

【課題】

- ① 金銭管理(生活破綻)
 - ② 感情コントロール
- ※ 上記2点を自身の課題として捉えられる様にもなる

【得意】

- ③ 内省可;「昔には戻りたくない(後悔したくない)」
- ④ 約束事には前向き(貯金)

6. 正社員後の支援

Aさん …… 男性、60代、ホームレス(疾患・障害なし)

① 居宅生活訓練

単身生活を目標に訓練を開始するも……

飲酒発覚(訓練中止)

仕事を継続し、退所に向けた資金確保

祝
円満退所

② 目標達成

- ・ 目標貯金達成(借金返済も完了)
- ・ 日常生活自立支援事業【契約】

6. 正社員後の支援

Bさん …… 女性、50代、アルコール依存症
☆ 特徴 ☆

【課題】

- ① 記憶面(複雑な作業工程は苦手)
- ② 身体面(体調不良にて欠勤もある)

【得意】

- ③ 仕事は一生懸命こなそうとする
- ④ 向上心も高い

6. 正社員後の支援

Bさん …… 女性、50代、アルコール依存症

① 正社員後(～6カ月頃)

- ・ 体調不良にて毎月、欠勤がある
- ・ 変化する業務(切込み業務)が苦手



支援者会議(本人不参加)

- 腰の負担(減) …… 食器洗浄のみ
- ★ 出勤率(大幅増)
- 勤務時間(減) …… 3から1.5時間へ
- ★ ミス(低下)

Point
どうやったら働き続けられるか



6. 正社員後の支援

Bさん …… 女性、50代、アルコール依存症
② 正社員後(6カ月以降)

今後、本人も出来ている事や課題を共有できるように……



6カ月毎;担当者会議(本人参加)

- ・ 不安事項確認 ⇒ 出来ている部分を評価
- ・ 課題(主観、客観視) ⇒ 出来ること探し



6. 正社員後の支援

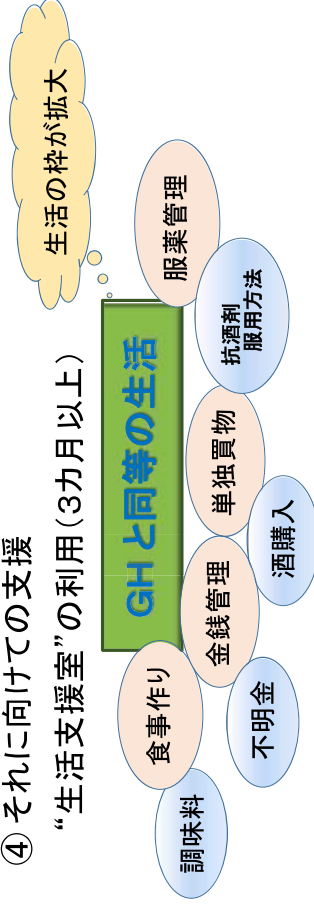
Bさん …… 女性、50代、アルコール依存症

③ 今後の方向性(退所先)

退所先 = 1人暮らし ⇒ GH(職員常駐)へ

④ それに向けての支援

“生活支援室”の利用(3カ月以上)



7. 開始から現在までの進捗状況(約1年半)

● 成果

- ・ 計4名が施設外就労訓練を経て、**正社員(パート)**へ
- ・ そのうち、**1名は円満退所**(単身生活へ)

● デメリット

- ・ 約2か月間の訓練期間は給与でなく工賃(安い)
※「待てない」と支援に乗らない場合もある。
- ・ 関連病院の為、「病院スタッフが苦勞していないか」という不安感

7. 結果

① 開始前の予想メリット(結果)

- ・ 本人の特徴(得意・不得意)を共有しやすい
⇒ 担当者会議などで情報共有から対応策まで協議
- ・ 近距離(バス等)を利用しない⇒感染リスク減
⇒ 訓練によるコロナ感染者なし
- ・ 単純作業・短時間から始められる
⇒ 利用者に合わせた業務内容・時間を組み立てられた

☆ 病院厨房側も**人手不足緩和** ☆

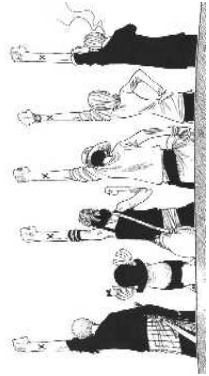
ご清聴、ありがとうございます



施設概要②

【配置職員】
 園長・・・1名
 課長・・・1名
 出納員・・・1名
 栄養士・・・1名
 医務・・・2名
 介護員・・・14名
 精神保健福祉士・・・1名
 生活指導員・・・1名

合計22名



事例発表

高次機能障害があるTさんの園での介護抵抗や
清潔保持困難に対する園での取り組み



【Tさんの変化②】



令和元年8月頃～

- ・支援に入ろうとすると大声での威嚇行為がみられる。
- ・居室に多量の空き缶を放置するなど自身での片付けが困難になる。

【対応】本人に声掛けし、一緒にやろうと試みるが難しく、職員で片付けをする。

【Tさんの変化③】

令和元年11月頃～

- ・居室にて尿失禁が頻回にみられるようになる。
- ・介助する際に発赤や痛みの訴えがみられる。

【対応】泌尿器の異常も考えられるため泌尿器科受診を試みるが、介護抵抗（手を出す、大声での威嚇行為があり、本人のタイミン）をみて受診をおこなう。

【清潔保持の支援策①】

- ・尿失禁が頻回になり、着衣することなく生活を送ることが常態化。
- ・尿失禁によりベットの汚れる回数が増える。



【支援策】

- ①ズボンに尿取りパットを縫い付けるなど、漏れのを予防
- ②ベッドに防水ラバーを使用し、ベッドが汚染されないよう工夫

【清潔保持の支援策②】

- ・尿失禁、ろう便行為が増えてくる。
- ・着衣することなく生活を送ることが常態化



【支援策】

- ①ベットマットに汚物が溜まることを防ぐためにジジョイントマットを使用する。
- ②ろう便行為で壁が汚れないように取り外し可能な壁紙を使用する。

試行錯誤しながら清潔保持を試みるが、スムーズにいかない現状。

【支援策】

- ・再度泌尿器科を受診し、尿失禁の原因を診てもらったが排尿障害がみられる。
- ・精神科病院への受診を検討する。
(転院のことも考えて後見人をつける。)

【精神科受診の支援策①】

- ・令和5年1月オリブ山病院(精神科)へ初受診。
- ・向精神薬が開始される。



入所以来、初めての精神科を受診することができた。主治医へも最初は拒否や抵抗もあったが少しずつ関係性が築かれ、現在は抵抗もなく、受診することができる。

【精神科受診の支援策②】

- ・令和5年4月訪問診療シヤロン(オリブ山病院系列)にて診察が継続される。



園でのTさんのありのままの様子を診てもらったことができた。再度服薬調整が行われる。

現在

- ・以前よりも、ろう便行為が少しずつ減り、職員の声掛けにも落ち着いた様子で話を聞いている場面も増えた。
- ・それでも介護拒否や大声での威嚇行為はみられるので職員間で工夫しながらこれからもTさんの健康と清潔保持を支援していきたい。

まとめ



高次機能障害によって、介護・支援抵抗をするTさんの支援は試行錯誤の日々。



支援をしながら時には「これは虐待にあたるのでは？」と葛藤することも。

その都度、専門職同士話し合い、病院など関係機関と連携を図りながらTさんを支援することが大切。

介護士

看護師

訪問診療シャロン

Tさん

オリブ山病院

後見人

砂辺腎泌尿器科

生活指導員

ご清聴
ありがとうございました



気付きと向き合い ニーズに変える

人権尊重 ～ 気付きのその先に見えるもの

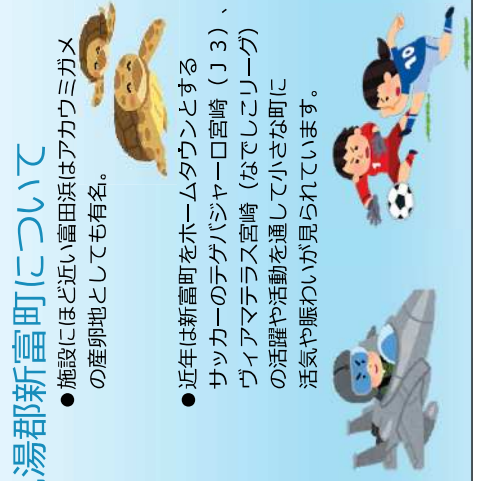
社会福祉法人 宮崎県社会福祉事業団
救護施設 清風園
黒岩 美保

法人の紹介 ～ 宮崎県社会福祉事業団とは

- 法人理念
宮崎県社会福祉事業団は
利用者の自立支援を基本に
安心で適切な福祉サービスの提供と
効率的な経営を行い
県民福祉の向上に貢献します
- 法人として、県内12カ所の施設を
運営し、5つの事業を受託している。
- 施設内訳：障害児3・児童養護1・
障害者2・高齢者5・救護1
- 受託内容：発達障害者支援
センター3 就業・生活支援
- 利用される方々やご家族の幸せの実現
と、利用される方々・ご家族・地域の
方々から必要とされる事業団を
目指しています。

清風園の紹介① ～ 宮崎県児湯郡新富町について

- 救護施設清風園は宮崎県のほぼ中心部の
沿岸地帯に位置する新富町にあります。
- 新富町には国土防衛の役割を果たす
航空自衛隊新田原基地があります。
飛行中は電話や会話が遮断される為
防音サッシを閉めに職員が走る光景が
日常的に見られます。
- 近隣の茶房からは【爆音緑茶】と
ネーミングされた商品が販売され、また
別のスーパーの自社製品工場はわざわざ
【爆音センター】に改名される程、轟音
が生活の一部であり、爆音と慣れ親し
んでいると言っても過言ではない町です。



清風園の紹介②

- 入所者の現状（令和5年4月1日現在）
・入所現員 46名（定員50名）
（男性29名 女性17名）
・高齢化を含む利用者の状態変化に伴う介護保険施設等への移行がある。
（60～69歳及び70歳以上の方が全体の87%を占めている）

年齢の状況（最年長者：79歳）

区分	20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳以上	計	平均年齢
男	0	0	0	0	3	10	16	29	69.0
女	0	0	0	1	2	9	5	17	66.4
計	0	0	0	1	5	19	21	46	68.0

清風園の紹介②

- ・ 直近5年の新規入所者についても平均年齢は64歳となっており、65歳以上については12名となっている。
- ・ 高齢利用者が多い要因の一つとして地域移行が困難な利用者の長期入所（在籍年数の長期化）が挙げられる。

在所期間の状況（令和5年4月1日現在）

区分	5年未満		10年以上 15年未満		25年以上 25年未満		計	平均期間
	5年未満	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	25年以上		
男	13	5	4	0	1	6	29	13.8
女	6	1	0	4	1	5	17	18.4
計	19	6	4	4	2	11	46	15.5



清風園の紹介③

- 実施事業
 - ①入所事業
 - ②保護施設通所事業
 - ③ホームレス・DV一時保護事業
 - ④居宅生活訓練事業
 - ⑤就労訓練事業（生活困窮者自立支援制度）
- 施設入所者、及び通所利用の方々は屋内外の作業に取り組みされている。
（花卉生産、農産物生産、環境整備創作活動、健康づくり等）



法人全体の取り組み

- 事業計画の経営方針の中で先ず【人権擁護の推進】を掲げ、利用者の人権擁護に向けた各種事業に取り組んでいる。
- ・ 職員倫理綱領及び職員行動規範の徹底を図ります。
- ・ 人権擁護推進委員会の適正な運営を図ります。
- ・ 「利用者支援の原則」の徹底を図るとともに、人権擁護に係るチェックリストによる点検並びに定期的な聞き取りを実施することにより必要な改善を図り、人権侵害防止に努めます。
- ・ 人権擁護推進月間（9月）の取り組みに加え、各施設独自の取り組みや職場内研修の計画的な実施、他機関が実施する研修への積極的参加等、施設と事務局が一体となって、人権の尊重と虐待防止の意識の徹底を図ります。



職員倫理綱領～
毎朝の朝礼時に読み合わせを行っている。

法人全体の取り組み ～ 更に詳しく

①職員倫理綱領及び職員行動規範の読み合わせ

清風園においては、職員倫理綱領は毎朝の朝礼時に、職員行動規範は毎月実施の各棟スタッフ会議、及び職員会議時に実施。

②チェックリストによる点検

毎月、自己を顧みる機会とし、集計結果は周知を行う。

③人権擁護推進月間（9月）の実施（ポスター、標語、聞き取り等）

職員に対する意識喚起や事業所内外の啓発に資するため、各所属職員及びその家族を対象に、人権擁護に係る標語及びポスターを募集し、優秀作品を選定し、表彰を行う。それらを基に掲載用ポスターを作成し、各事業者や法人ホームページ、機関紙等、様々な場面で掲示・活用する。



令和4年度
法人作成のポスター

コロナ禍を理由に新たな取り組みを行うことが困難な現状があった。しかし、だからこそ、継続していることや計画のある内容についてはしっかりと行なった。毎月、何らかの形で人権に関わられるように、そして、【気付きを意識する】ように心掛けた。

令和4年度の取り組み	
月	取り組み内容
毎月	・ 国内人権擁護推進委員会 ・ 国内人権擁護推進委員会による定例会議の開催。
4月	・ 人権研修 ・ 第3者委員会への委託状態渡し ・ チェックリストの取直し
5月	・ チェックリストの取直し ・ 社内・社外への周知
6月	・ 法人の人権言語推進委員会の開催
7月	・ 法人の人権言語推進委員会の開催
8月	・ 臨時打ち合わせ

各自の気付き (5月からの取り組み)

～ チェックリスト記載分より一部抜粋

- その方に適した（特性に配慮した）支援ができていないことこそが人権侵害行為とされ、皆さんは引継ぎや情報共有をしっかりと行っていて支援に活かされていると感じた。
- 高齢化してきた方に対するヒヤリハットが多いと思う。少しずつ情報を共有し改善につなげていければと思う。
- 季節に合わない重なる着を見ることがあったが、職員全員の声掛けで着替えになり良かったと思う。
- 特性に配慮した支援なのか、わがままの受容なのか、ルールの強要なのか等、判断や見極めは非常に困難だと思う。しかし、小さな間違えの積み重ねが人権侵害へと繋がっていくので、情報を共有し未然に防いでいきたい。
- 利用者の身辺面について、時々、裾が立っていたり服がめくれていることがあります。自分の期だったらどうするかを考えて行動したいと思っています。
- 「服まニユア」を遵守できない事例があった場合は早急に対策を考える機会を設定する必要があると思います。気付いた人が、「この件を話し合いませんか」と声を掛ける勇気は、利用者様を幸せにする第一歩だと思います。
- 利用者への言葉かけについて「これ、あれ、それ」で伝えていくことが多くなっています。職員でもわかりにくいことばかりです。もう一度、支援の言葉かけを考え、伝わりやすい言葉を選んで頂きたいです。
- 利用者同士のトラブルについて人権という視点で考えることが必要だと思います。
- 統一支援が全員に周知されていないと、誰かが間違った支援をして、それが人権侵害に繋がるケースもある。統一支援の重要さを改めて感じることがある。

9月	・ 法人の人権擁護推進委員会 ・ 全利用者、全職員を対象とした聞き取り ・ 人権研修 ・ 国内人権言語推進委員会（職員） ・ 国内人権言語推進委員会（利用者） ・ 同募集（利用者）	・ 9月は法人で人権擁護推進委員会と位置付けて様々な取り組みを行っている。その一環として担当者会議が行われ、更なる人権意識の向上を目的として法人内の各施設から担当者が集まり、人権研修の受講をはじめ、取り組み報告や確認、事例発表等を行った。 ・ 聞き取りの場として、全利用者、全職員の人権に関わる聞き取りを園長が行った。 ・ 人権研修 ・ 国内人権言語推進委員会（職員） ・ 国内人権言語推進委員会（利用者） ・ 法人選考に選れた職員分の人権言語の園内選考を行うと共に、利用者には自治会にて募集の声かけを行う。選出作品は、勤務表・週報に掲載していき、
10月	・ 国内人権言語推進委員会（利用者）と表彰 ・ 人権言語推進委員会に係る取り組み報告書提出	・ 利用者から募った選出作品より表彰と表彰状、その後、食室に掲示。 ・ 法人事務局に取組内容と感想・反省を報告。
11月	・ 人権研修の感想やアンケート結果の周知 ・ 人権研修 ・ 人権相談所の開設	・ 9月に行われた動画視聴研修後の感想・アンケートを担当者がまとめて職員に配布。情報共有を図る。 ・ 「ビデオカメラ」をテーマに園長が研修を実施。 （※高齢化に伴い利用者の参わりゆく現状に対して支援内容が不適切なものではないか、職員側も慣れない作業が心身の負担になっていないかという観点より実施） ・ 人権相談所は感染症対策に伴い実施困難と判断し2月に延期予定。
12月	・ 臨時打ち合わせ	・ 施設自己管理者に関するヒヤリハットを受けて対応策を話し合い、管理方法を周知し、全職員に統一支援事項として周知を図った。
1月	・ 【気付き】についての呼び掛け	・ 感染症対策に遅れ、チェックリストの「人権意識」についての気付きを促す。 ・ 全利用者、全職員の人権に関わる内容に加え、感染症対策対応についての聞き取りを園長が行った。
2月	・ 人権相談所の開設 ・ 全利用者、全職員を対象とした聞き取り	・ 人権相談所は感染症対策に伴い中止。 ・ 全利用者、全職員の人権に関わる内容に加え、感染症対策対応についての聞き取りを園長が行った。
3月	・ 第3者委員会への報告	・ 第3者委員会へ本年の取り組み報告を行った。

コロナ禍がもたらしたこと

～ 非日常だからこそその気付き

感染症対策終了後に園長が全職員と全利用者を対象に人権の聞き取りを行った。
そこから利用者の方々の職員に対する思いや意見を知ることができた。

＜事例① Mさん＞

Mさんは新人職員や失敗等をすると職員に対して罵詈雑言をされる傾向がある。しかし、感染症対策中に新人職員がマスクを着用し、不慣れた環境下で、毎日各居室へ食事を持ち運ぶことが求められることに、Mさんの言葉が聞かれた。非常に感謝されていた。

＜事例② Oさん＞

自分の発言や状態を訴えた次の日には、他の職員も心配して声をかけてくれたことに感謝されていた。「この施設は、職員がしっかり伝えてくれるんだと感じた。コロナの間はここにいたから自分は大丈夫だったんだと感じた。」と言っていた。

＜事例③ Tさん＞

食堂利用や洗濯・入浴等が中止になるという対応に怒りと不満を抱かれていた。その後、職員が各居室をまわって一人ひとりに説明と協力依頼を行うと、むしろ積極的に感染症対策に応じて下さった。「早く説明すればいいのに。分かんなかったから最初は守られなかった。」と言われた。

情報共有による共通認識と相互理解 ～ 最強の統一支援

聞き取り結果もチェックリストでの気付きも周知という形で情報共有を行った。
職員からも様々な感想と反省点が聞かれ、「気付きを意識する」ことへの一定の効果はあったと感じる。
知り得たことや気付きは【その方や支援において尊重すべき点】であり、

特に大切な【ニーズ】なのであると実感した。

この気付きに皆が意識して向き合えば、より良い関わり方・接し方が見えてくる。
皆で取り組む統一支援が安心で安全な暮らしの保障に繋がる。

気付きには良い点も悪い点もあり、受け取り方も十人十色である。
そうであれば自身の考えや意見を持ち合わせる意識が必要なのは？
せっかく気付いたのに十分な自己発信はできているのか？
情報の独り占めで終わらせられるのか？
踏み出して支援に活かさなければ人権侵害と同じなのではないか？

しかし
気付きの先に
しっかりと
踏み出せて
いるのか？

課題
なのではないか？

課題から見えてきたこと

～ 今後の取り組み

取り組みが単なる日課
やルーティンとなり
形骸化していないか？
その場限りになって
いないか？

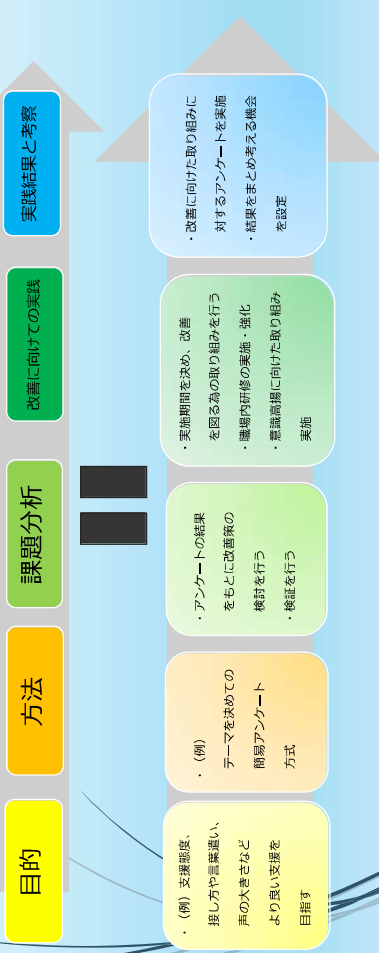
取り組みを義務化の
ように捉え、
利用者主体の意識で
考え行動していないの
ではないか？

●【利用者主体】の取り組み
とは何かを見つめ直す

●趣旨や目的を明確化する

●改善に向けての
実践内容を決める

人権との向き合い方を見つめ直す ～ 改善しながら気付きを活かす



今後の課題

～ 道半ば、そして循環し続ける

今回の取り組みは、方向性が定まったばかりで、勿論、経過も成果も語れない。
同時進行で、効果のある取り組みは今後も継続し、都度の見直しを図りながら発展を積み重ねていきたい。

私たちは、今後、利用者の高齢化、環境問題、様々な分野の多様性への対応等、変わりゆく現状（変化）に照らし合わせながらしっかりと向き合っていかなければならない。そして、変化し続ける限りPDCAサイクルを重ね、循環し続けながら私たちにに対して求められる変化にも向き合っていかなければならない。

しかし、個人が常に意識して考える・発信する思いを持ち、行動を起こし、その結果を集結すれば必ず成果は得られると考える。その為には、職員側の心身の健康や職場環境・雰囲気作りも必要不可欠である。

利用者の方々の人権を尊重・擁護する為に、継続と発展を併せながら、二ーズに応えられるようより良い支援に努めていきたい。

ご清聴ありがとうございました

ご清聴
ありがとうございました



生活困窮者支援プラットフォーム整備補助金の活用

「佐賀県内救護施設の連携による生活困窮者支援について」

佐賀県

佐賀整肢学園・かんざき日の隈寮

中島賢吾

1. 県内救護施設の概要

1

【しみず園】

県内西部地区（多久市）

定員110名



※定期的な交流会等を通じて、利用者・職員が交流

【かんざき日の隈寮】

県内東部地区（神崎市）

定員70名



2. 県内の自立相談支援事業所

2

【統一された名称】

- ・〇〇市自立支援センター、

【各種団体が実施】

- ・市直営～2市、社協委託～3市、NPO法人委託～2市
- ・佐賀県社会福祉士会委託～10町

3. 連携前の生活困窮者支援

3

- ・各施設で地域貢献事業として生活困窮者支援を展開
- ・コロナの影響もあり、十分な対応はできません。



認定就労訓練事業



一時受入時の学習支援

4.連携のきっかけ

4

【経緯】

コロナの影響等による生活困窮者支援ニーズの増加や、救護施設の機能について、福祉事務所、県担当者に説明。



佐賀県より「生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業」の情報提供があり、2施設が連携して生活困窮者支援に取り組むことに。

5.生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業

5

【概要】

・官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームを整備。地域のNPO法人等の活動も対象。

【補助額】

- ・1自治体あたり500万円（うち1民間団体あたり補助上限50万円）
- ・補助率～国10/10

※補助金～しみず園（佐賀県50万円、多久市50万円）

日の隈寮（佐賀県50万円、神崎市50万円）

2施設が連携して生活困窮者支援の充実を図る。

6.事業内容の協議

6

1.「一時生活支援事業」（独自事業）を連携して取り組む。
※佐賀県補助金を活用。

- ・支援内容等の統一を図るため、要綱を整備。

2.各施設の地域ニーズに応じた事業を検討。

※多久市または神崎市補助金を活用。

※救護施設の機能を活かし、関係機関と連携しながら実施する。

7.一時生活支援事業の概要（佐賀県補助）

7

- ・施設入所者の処遇に支障がない範囲で、地域福祉の向上に務める。
- ・関係機関（福祉事務所・自立相談支援機関）の斡旋を前提。
- ・衣食住の提供と合わせて、生活全般の相談支援を実施。
- ・原則7日以内とし、3ヶ月を超えない範囲で延長可。
- ・1日7,000円（食事・水道光熱費・日用品費・対応職員人件費等）

※要綱を関係機関に配布することで、周知を図り、県内全域をカバー。

8.一時生活支援事業の事前準備

8

- ・補助金を活用し、2部屋分の備品（家電製品等）を整備。
- ・各施設の空きスペースを活用し、事業を実施。



しみず園の生活訓練居室

かんざぎ日の限寮の個室

9.一時生活支援事業の受入実績

9

- ・20代～70代、ホームレス、アパートの強制退去、住宅喪失等
- ・約半年間で、12名延べ258日間の受入。

	受入人数	延べ受入日数
しみず園	4名	24日
日の限寮	8名	234日
計	12名	258名

※関係機関と連携し、衣食住の提供と次の生活に向けた支援を実施。

10.一時生活支援事業の様子（しみず園）

10

本人情報	相談機関	受入れ経緯	支援内容	結論	受入日数
50代男性	生活自立支援センター	アパートを強制退去となり、住む場所がなくなる。 仕事は自家用車のトラックで廃品回収業（自営業）。次のアパートが決まるまでの期間、受入れ要請あり。	・住居、食事の提供 ・次の住居探しの為の 情報提供	住む場所が決まらず、保護申請も拒否。車上生活しながら住居探しをされることとなった。	14日
70代男性	福祉事務所	長年、駅にてホームレス生活。 救護施設入所及び生活保護は本人が拒否。 極寒時期、命に危険があるため福祉事務所に本人を説得し、令和5年1月受入れた。	・衣類の提供 ・食事の提供 ・住居の提供 ・今後の生活に関する相談	本人希望によりホームレス生活へと戻られた。	4日
30代 姉弟2名	生活自立支援センター	自宅が全焼。 公営住宅等の入居までの間、受入要請があり、令和5年1月に受入れた。	・食事の提供 ・住居の提供 （個室2部屋） ・生活相談	受入れの3日後には町営住宅の入居が決まり、受入れ終了となった。	3日

11.その他の事業（しみず園～多久市補助）



【原付バイクによる利便性を確保】

- ・通院、就職活動、就労のため貸与交通の便が悪い為、活動範囲が広がるように活用。

12. 一時生活支援事業の様子（日の隈寮） 12

- ・コロナ流行時は3Fホールに専用スペースを設置し実施。
- ・自立相談支援機関、社協と連携し、引っ越し等を支援。



13. その他の事業（日の隈寮～神崎市補助） 13

- ・近隣の生活困窮者に対する支援活動
- ・居宅訪問等による弁当の配布及び相談支援を週1回実施。



14. まとめ

- ・救護施設的环境を一時的に活用して頂き、地域生活が継続できる手助けとなった。
- ・施設だけではやれることが限られており、関係機関との連携が不可欠。
- ・このような事業を必要とする福祉ニーズは地域に沢山あることがわかった。

14

15. 今後の展望・課題

- ・今後も事業の周知を行い、県内の救護施設が連携しながら、地域貢献事業として生活困窮者支援を継続。
- ・事業の充実、福祉ニーズに応えるため、補助事業に繋がってきたい。

15

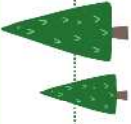
あいこうぞえ



地域における
セルフティーマネット機能の
強化に向けた取り組み



川清掃を通して



01 あいこう園について

02 避難所をつくった経緯

03 実際にこなってみて

04 地域とのつながり強化

05 おわりに

Table of Contents

01

あいこう園について

法人：みのり会

昭和44年：開設(定員50名)

昭和49年：定員70名に増員

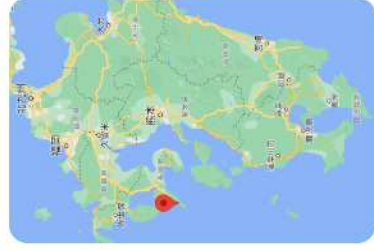
平成25年：改築工事

平成27年：一時入所事業開始

平成28年：居宅生活訓練事業開始

平成29年：長崎市より地域の避難所として

施設使用の打診がある



あいこう園について



01

02

避難所をつくった経緯



02

避難所をつくった経緯

挨拶から始まりました

明日大型車両が出入りします

お困りの方が多いな

ウチに来んですか

お隣の建物を解体し、ご近所の方に車をかけて回りました。

03

実際に行なってみて



03

実際に行なってみて-1

とはいえ・・・

ウチに来んですか

・本当に行っているの?
・どのタイミングで行っているの?
・家族全員いいの?

そこで・・・

地域とのつながり強化



04

04 地域とのつながり強化-1



- ・大川さがりの会
月1回：川清掃
年1回：草木剪定
年1回：川の生態調査

法人内の他施設にも声をかけ、参加



お互いに顔や名前が分かり、気兼ねなく何でも言い合える存在に

04 地域とのつながり強化-2

近隣住民避難記録

	日付	避難原因	避難者
平成27年(2015)	8月4日	台風15号	6名
	9月4日	台風12号	2名
平成28年(2016)	9月18日	台風16号	6名
	10月4日	台風18号	7名
平成29年(2017)	7月3日	台風3号	1名
	9月18日	台風16号	2名
平成30年(2018)	7月3日	台風8号	3名
	9月29日	台風25号	2名
平成31年(2019)	9月22日	台風17号	2名
	7月10日	土砂災害警報	1名
令和2年(2020)	9月2日	台風9号	6名
	9月5日	台風10号	22名

04 地域とのつながり強化-3

現在14名登録

災害避難者の要援者名簿

No.	ラック	性別	年齢(年)	住所	電話番号	避難所住所	避難所住所	避難所住所	備考
1		男性	65歳	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5678	千代田区千代田1-1-1	千代田区千代田1-1-1	千代田区千代田1-1-1	要援者A
2		女性	70歳	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5679	千代田区千代田1-1-1	千代田区千代田1-1-1	千代田区千代田1-1-1	要援者B
3		男性	60歳	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5680	千代田区千代田1-1-1	千代田区千代田1-1-1	千代田区千代田1-1-1	要援者C
4		女性	55歳	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5681	千代田区千代田1-1-1	千代田区千代田1-1-1	千代田区千代田1-1-1	要援者D
5		男性	75歳	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5682	千代田区千代田1-1-1	千代田区千代田1-1-1	千代田区千代田1-1-1	要援者E
6		女性	68歳	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5683	千代田区千代田1-1-1	千代田区千代田1-1-1	千代田区千代田1-1-1	要援者F
7		男性	50歳	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5684	千代田区千代田1-1-1	千代田区千代田1-1-1	千代田区千代田1-1-1	要援者G
8		女性	72歳	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5685	千代田区千代田1-1-1	千代田区千代田1-1-1	千代田区千代田1-1-1	要援者H
9		男性	62歳	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5686	千代田区千代田1-1-1	千代田区千代田1-1-1	千代田区千代田1-1-1	要援者I



第46回九州地区救護施設職員研究会発表資料
 テーマ3 「地域におけるセーフティネット機能の強化に向けた取り組み」

入所受入時における処遇困難事例について

～住民基本台帳事務における支援措置手続き～

社会福祉法人 大分県社会福祉事業団
 救護施設 大分県栗泉寮

1. 施設紹介

令和4年度 ※ () は、10年前の状況

定員	120名		
男女比	男性81名(82名)	女性40名(42名)	
平均年齢	全体67.6歳 (62.7歳)	男性67.5歳 (61.8歳)	女性67.7歳 (64.3歳)
障がい等の状況	身体4名 (4名)	知的6名 (17名)	精神73名 (70名)
入所	19名(17名)		重複12名 (8名)
【内訳】	在宅10名 (10名)	医療機関6名 (4名)	福祉施設等3名 (3名)
退所	15名(13名)		
【内訳】	在宅8名 (1名)	医療機関0名 (1名)	福祉施設等5名 (9名)
			死亡2名 (2名)

2. 事例紹介理由

「救護施設の機能強化に向けての指針(平成19年4月)」
 →「セーフティネットの機能拡大と地域生活移行支援機能の強化の具現化を図り、ご利用者の多様なニーズに応えるための専門的支援を一層進める」ことが求められている。



については、大分県栗泉寮においても、様々なケースが散見される中、セーフティネットの機能を果たすべく積極的な入所支援を行っている状況ではあるが、今回、第三者からのDV等の被害を受けた要保護者を福祉事務所と当施設が連携して、住民基本台帳事務における支援措置手続き等を経て入所措置に至った事例について紹介する。

3. 事例紹介

プロフィール A様(40代・男性)
 ・障がい等なし ・ADL自立 ・既往症 左下腿峰窩織炎、白内障

生活歴

高校卒業後、土木関係の仕事をA社、B社、C社と転々と就業していた。C社において、その経営者と公私にわたり依存する関係となり、実家の家族との関係が悪化。実家を出て、C社事務所内で生活するようになる。

その後、C社での就業中、白内障や足のケガにより退職するも引き続きC社事務所内での生活を経営者の支援により生活を維持していたが、経営者より本人の預貯金が減少したことを理由に、これ以上の支援はできないと生活保護の申請・受理に至る。

入所の経緯

保護受給から半年後、経済的虐待・身体的虐待を理由に〇〇病院に駆け込み保護を求めた。
同病院は、左下腿蜂窩織炎の治療名目の入院とし、福祉事務所に連絡した。
連絡を受けた福祉事務所も上記事実関係を把握、本人は事件化を求めず、「とにかく経営者から縁を切りたい」との申し出から、大分県栗原寮へ入所。

入所にあたり福祉事務所から、今後、経営者が本人を探ることが想定されることから、
①経営者が把握している実家に居住する家族に対して、入所先の詳細までは伝えない。
②今後本人が大分県栗原寮に居住していることが判明しないよう転入手続きと併せて「住民基本台帳事務における支援措置手続き（以下「住基支援措置手続き」という。）」を行って欲しい。
との話があった。

【住基支援措置とは】

配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者（以下「DV等被害者」という。）の方については、市区町村に対して住民基本台帳事務に
おけるDV等支援措置（以下「DV等支援措置」という。）を申し出て、「DV等支援対象
者」となることにより、加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除
票を含む）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付」の請求・申出が
あっても、これを制限する（拒否する）措置が講じられる。有期。原則1年間（延長申請あ
り）

また、併せて「固定資産税事務における支援」も求めることができる。

※総務省HP「住民基本台帳等」より

【今回行った住基支援措置手続きの流れ】

- ① 前住所先市町村役場で転出届提出
その際、同日付で転入手続きを行うと同時に住基支援措置手続きを行う旨、窓口にて申し出た。（転入手続きまでの間、第三者による情報把握を防ぐため、一時的な閲覧制限をするため）
- ② 同日現住所先市町村役場での転入届及び住基支援措置申出書提出
同申出書について、国は「標準的様式」は示されているが、実際の様式は各市町村により若干内容が異なる。また、同手続きの前に必ず事前相談を行うことを推奨。
理由として、今回、措置権者である福祉事務所は、本人の申し出及び福祉事務所が作成した被害の事実（相談）等が記載された訪問調査資料をもとて受理されるものと考え大分県栗原寮に依頼したが、転入先市町村役場では、本人の申し出及び、事前に「警察」へ相談し、警察機関が発行する事実証明書が求められた。→同手続きを行うまでに時間を要した。

* 各市町村により手続き内容が異なる可能性があることに留意のこと。

参考資料

※総務省HP「住民基本台帳等」より

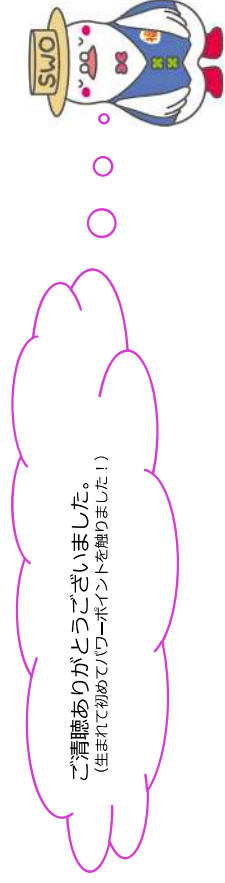


事例のその後

転入手続き及び情報の閲覧制限措置完了。
蜂窩織炎の治療を入院後も継続し、完治
日課作業にも参加し、新しい生活環境で新たな人間関係も築き始めている

おわりに

今後のセーフティネット機能の強化に向けて



大会参加者名簿(全体)

NO.	県名	施設名	参加者氏名	ふりがな	役職名	グループ ディスカッ ション	備考
1	福岡県	野の花	岩田 吉史	いわた よしふみ	施設長	黒髪-B	
2			山口 智史	やまぐち さとし	支援係長	I	
3		愛の家	畠田 孝浩	とみた たかひろ	施設長	黒髪-A	
4		仁風園	田吹 暢浩	たぶき まさひろ	主任指導員	黒髪-B	意見発表(テーマ1)
5			増崎 里香	ますざき りか	指導員	G	
6			藤岡 愛	ふじおか あい	指導員	I	
7		梅寿園	中嶋 直人	なかしま なおと	主任指導員	A	
8		第2優和園	和田 徳行	わだ のりゆき	施設長	黒髪-A	
9			高津 元利	たかつ まさなり	指導員	H	
10			神崎 達郎	かんざき たつお	指導員	B	
11			岡田 晋治	おかだ しんじ	指導員	D	
12		ひびき園	竹内 光浩	たけうち みつひろ	指導員	I	
13			下原 政和	しもはら まさかず	介護職員	E	
14			瀧本 昌範	たきもと まさのり	介護職員	F	
15	佐賀県	かんざき 日の隈寮	大島 毅	おおしま たけし	施設長	黒髪-A	
16			真崎 小百合	まさき さゆり	副施設長	黒髪-B	
17			谷口 貴志	たにぐち たかし	事務長	黒髪-B	
18			姉川 久子	あねがわ ひさこ	総務課副課長	黒髪-B	
19			田中 潤	たなか じゅん	入所課副係長	C	
20			北島 照政	きたじま てるまさ	入所課副係長	C	
21			中島 賢吾	なかしま けんご	生活支援員	G	意見発表(テーマ3)
22		しみず園	真崎 靖行	まさき やすゆき	園長	黒髪-B	
23			山下 正大	やました まさひろ	総務課長	A	
24			南里 眞一郎	なんり しんいちろう	地域連携企画推進室室長	C	
25			今村 公紀	いまむら きみのり	係長(生活支援員)	D	
26			平方 志久史	ひらたか しきぶ	副主任(生活支援員)	I	
27			北田 智士	きただ さとし	副主任(生活支援員)	G	
28			大石 和徳	おおいし かずのり	副主任(生活支援員)	H	
29	坂田 光	さかた ひかる	生活支援員	H			
30	中務 紗茄恵	なかつか さなえ	生活支援員	I			
31	芹田 麻衣子	せりた まいこ	主任(事務員)	D			
32	長崎県	彦山の森	森田 勝	まりた まさる	施設長	黒髪-A	
33			岡本 信一	おかもと しんいち	生活指導員	E	
34			松尾 賢志	まつお けんし	理学療法士	I	
35		あいこう園	高比良 宏輔	たかひら こうすけ	施設長	—	調研委員長
36			藤尾 照人	ふじお てると	主任	H	意見発表(テーマ3)
37			大山 早苗	おおやま さなえ	生活支援員	C	
38			松尾 佳祐	まつお けいすけ	生活支援員	G	
39		あじさい	原田 修嗣	はらだ しゅうじ	理事長・施設長	—	
40			宮川 寛貴	みやかわ ひろき	事務長	黒髪-B	
41			大曲 知彦	おおまがり ともひこ	生活指導員	B	
42			森田 和哉	もりた かずや	看護職員	F	
43			出井 亜由子	いでい あゆこ	管理栄養士副主任	B	
44			井上 草	いのうえ あきら	生活支援員	E	

大会参加者名簿(全体)

NO.	県名	施設名	参加者氏名	ふりがな	役職名	グループ ディスカッ ション	備考	
45	大分県	湊泉寮	江良 正平	えら しょうへい	支援課長	黒髪-B	意見発表(テーマ3)	
46			伊藤 菜理	いとう なり	支援係長	—	調研委員	
47		光明寮	岩崎 里恵	いわさき りえ	施設長	黒髪-A		
48			戸川 賀伊子	とがわ かいこ	主任支援員	A		
49			後藤 里美	ごとう さとみ	支援員	C		
50			菅生 八千代	すがお やちよ	主任調理員	E		
51	熊本県	千草寮	片山 博之	かたやま ひろゆき	施設長	黒髪-A		
52			片山 久美子	かたやま くみこ	主任生活支援員	B		
53			兵藤 晃子	ひょうどう あきこ	生活支援員	B		
54			北里 幸子	きたざと ゆきこ	事務員	D		
55		友愛会 银杏寮	森野 貴恵	もりの きえ	相談員	I		
56			桐原 敦紀	きりはら あつのり	相談員	D		
57			村上 貴美子	むらかみ きみこ	介護職員	B		
58			森山 美南	もりやま みなみ	介護職員	G		
59		しらがね寮	早田 愛一郎	はやた あいいちろう	施設長	黒髪-B		
60			國政 和子	くにまさ かずこ	介護職員	A		
61			原口 恵介	はらぐち けいすけ	介護職員	E		
62		天草園	蒔本 健作	まきもと けんさく	生活支援員	A		
63			西田 知代	にしだ ともよ	介護支援員	E		
64			田中 和美	たなか かずみ	介護支援員	F		
65		菊池園	池邊 充洋	いけべ みつひろ	事務長	—	調研委員	
66			中島 里美	なかしま さとみ	主任生活支援員	C		
67			大塚 真理子	おおつか まりこ	介護支援員	A		
68			櫻庭 圭祐	さくらば けいすけ	介護支援員	H		
69			藤木 智子	ふじき ともこ	看護職員	F		
70			中林 とし子	なかばやし としこ	調理員	B		
71			野坂の浦荘	永山 博久	ながやま ひろひさ	荘長	黒髪-A	
72				前川 真	まえかわ まこと	生活相談員	G	
73				鶴川 君子	つるかわ きみこ	生活相談員	D	
74				森下 久美	もりした くみ	生活支援員	E	
75	小嶋 仁美	こじま ひとみ		生活支援員	F			
76	真和館	藤本 知彦	ふじもと ともひこ	施設長	黒髪-B			
77		平畑 佳朗	ひらはた よしろう	総務課長	黒髪-A			
78		竹下 美智代	たけした みちよ	生活支援員	C			
79		坂本 豪	さかもと たけし	指導員	D			
80		野崎 龍之介	のざき りゅうのすけ	生活支援員	H			
81	宮崎県	清風園	黒岩 美保	くろいわ みほ	福祉係長	A	意見発表(テーマ2)	
82			土工 真実	どこう まみ	支援員	H		
83		すみよし	後藤 洋貴	ごとう ひろたか	総務企画課長	—	調研委員	
84			谷口 良太	たにぐち りょうた	生活支援係長	C		
85			片山 典子	かたやま のりこ	生活支援員	F		
86			大坪 今日子	おおつぼ きょうこ	生活支援員	E		
87	鹿児島県	ときわの丘	松永 幸二	まつなが こうじ	施設長	黒髪-A		
88		赤塚 貴	あかつか たかし	介護職員	D			
89	沖縄県	いしみね 救護園	田端 健	たばた けん	介護主任	F	意見発表(テーマ1)	
90		よみたん 救護園	金城 麻華	きんじょう おはな	生活指導員	F		
91			上間 丈文	うえま たけふみ	園長	黒髪-A		
92		金城 善史	きんじょう よしひと	生活指導員	G			

大会参加者名簿（グループディスカッション別）

黒髪 A	NO.	参加者氏名	施設名	役職名
	1	富田 孝浩	愛の家	施設長
	2	大島 毅	かんざき日の眼寮	施設長
	3	真崎 小百合	かんざき日の眼寮	副施設長
	4	森田 勝	彦山の森	施設長
	5	岩崎 里恵	光明寮	施設長
	6	片山 博之	千草寮	施設長
	7	永山 博久	野坂の浦荘	荘長
	8	平畑 佳朗	真和館	総務課長
	9	松永 幸二	ときわの丘	施設長
	10	上間 丈文	よみたん救護園	園長

黒髪 B	NO.	参加者氏名	施設名	役職名
	1	岩田 吉史	野の花	施設長
	2	田吹 暢浩	仁風園	主任指導員
	3	和田 徳行	第2優和園	施設長
	4	谷口 貴志	かんざき日の眼寮	事務長
	5	姉川 久子	かんざき日の眼寮	総務課副課長
	6	真崎 靖行	しみず園	園長
	7	宮川 寛貴	あじさい	事務長
	8	江良 正平	深泉寮	支援課長
	9	早田 愛一郎	しらがね寮	施設長
	10	藤本 知彦	真和館	施設長

A	NO.	参加者氏名	施設名	役職名
	1	中嶋 直人	梅寿園	主任指導員
	2	山下 正大	しみず園	総務課長
	3	戸川 賀伊子	光明寮	主任支援員
	4	國政 和子	しらがね寮	介護職員
	5	蒔本 健作	天草園	生活支援員
	6	大塚 真理子	菊池園	介護支援員
7	黒岩 美保	清風園	福祉係長	

B	NO.	参加者氏名	施設名	役職名
	1	神崎 達郎	第2優和園	指導員
	2	大曲 知彦	あじさい	生活指導員
	3	出井 亜由子	あじさい	管理栄養士副主任
	4	片山 久美子	千草寮	主任生活支援員
	5	兵藤 晃子	千草寮	生活支援員
	6	村上 貴美子	友愛会银杏寮	介護職員
7	中林 とし子	菊池園	調理員	

C	NO.	参加者氏名	施設名	役職名
	1	田中 潤	かんざき日の眼寮	入所課副係長
	2	北島 照政	かんざき日の眼寮	入所課副係長
	3	南里 眞一郎	しみず園	地域連携企画推進室室長
	4	大山 早苗	あいこう園	生活支援員
	5	後藤 里美	光明寮	支援員
	6	中島 里美	菊池園	主任生活支援員
	7	竹下 美智代	真和館	生活支援員
8	谷口 良太	すみよし	生活支援係長	

D	NO.	参加者氏名	施設名	役職名
	1	岡田 晋治	第2優和園	指導員
	2	今村 公紀	しみず園	係長(生活支援員)
	3	芹田 麻衣子	しみず園	主任(事務員)
	4	北里 幸子	千草寮	事務員
	5	桐原 敦紀	友愛会银杏寮	相談員
	6	鶴川 君子	野坂の浦荘	生活相談員
	7	坂本 豪	真和館	指導員
8	赤塚 貴	ときわの丘	介護職員	

E	NO.	参加者氏名	施設名	役職名
	1	下原 政和	ひびき園	介護職員
	2	岡本 信一	彦山の森	生活指導員
	3	井上 章	あじさい	生活支援員
	4	菅生 八千代	光明寮	主任調理員
	5	原口 恵介	しらがね寮	介護職員
	6	西田 知代	天草園	介護支援員
	7	森下 久美	野坂の浦荘	生活支援員
8	大坪 今日子	すみよし	生活支援員	

F	NO.	参加者氏名	施設名	役職名
	1	瀧本 昌範	ひびき園	介護職員
	2	森田 和哉	あじさい	看護職員
	3	田中 和美	天草園	介護支援員
	4	藤木 智子	菊池園	看護職員
	5	小嶋 仁美	野坂の浦荘	生活支援員
	6	片山 典子	すみよし	生活支援員
	7	田端 健	いしみな救護園	介護主任
8	金城 麻華	いしみな救護園	生活指導員	

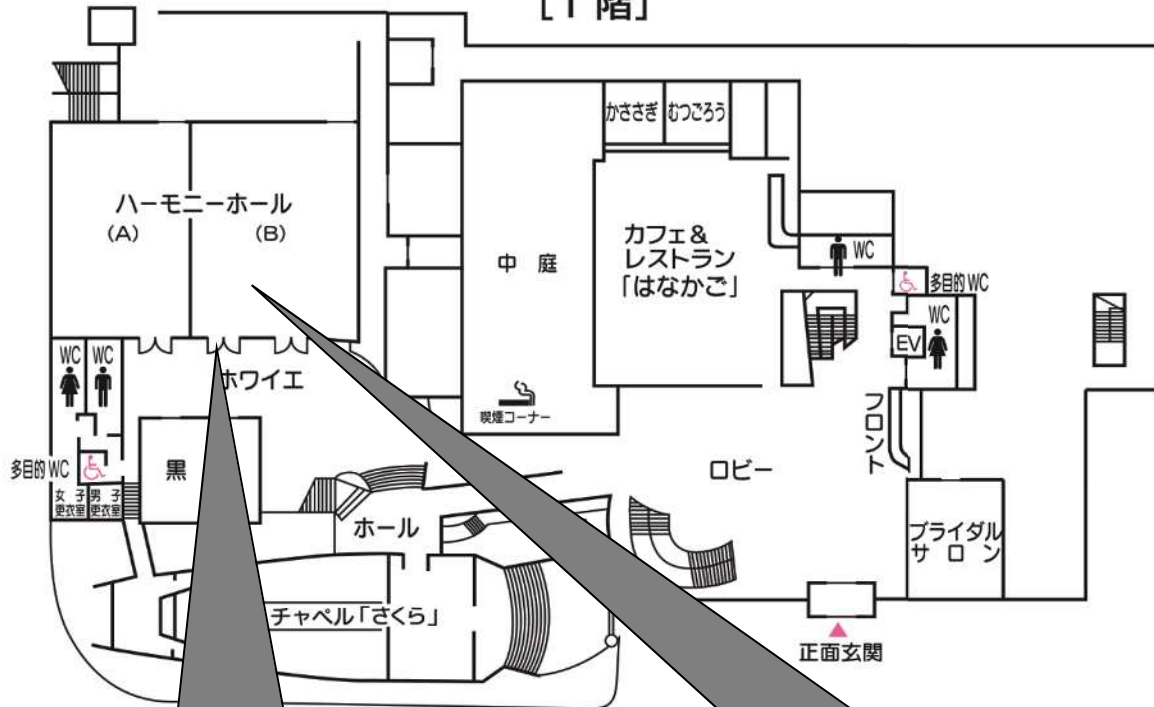
G	NO.	参加者氏名	施設名	役職名
	1	増崎 里香	仁風園	指導員
	2	中島 賢吾	かんざき日の眼寮	生活支援員
	3	北田 智士	しみず園	副主任(生活支援員)
	4	松尾 佳祐	あいこう園	生活支援員
	5	森山 美南	友愛会银杏寮	介護職員
	6	前川 真	野坂の浦荘	生活相談員
7	金城 善史	よみたん救護園	生活指導員	

H	NO.	参加者氏名	施設名	役職名
	1	高津 元利	第2優和園	指導員
	2	大石 和徳	しみず園	副主任(生活支援員)
	3	坂田 光	しみず園	生活支援員
	4	藤尾 照人	あいこう園	主任
	5	櫻庭 圭祐	菊池園	介護支援員
	6	野崎 龍之介	真和館	生活支援員
7	土工 真実	清風園	支援員	

I	NO.	参加者氏名	施設名	役職名
	1	山口 智史	野の花	支援係長
	2	竹内 光浩	ひびき園	指導員
	3	藤岡 愛	仁風園	指導員
	4	平方 志久史	しみず園	副主任(生活支援員)
	5	中務 紗茄恵	しみず園	生活支援員
	6	松尾 賢志	彦山の森	理学療法士
7	森野 貴恵	友愛会银杏寮	相談員	

~フロアマップ~

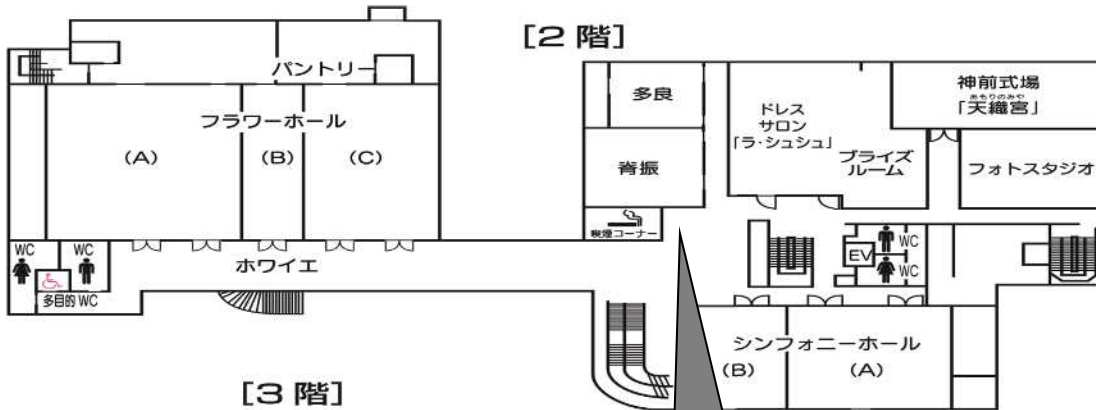
[1階]



来賓者控室・グループディスカッション②

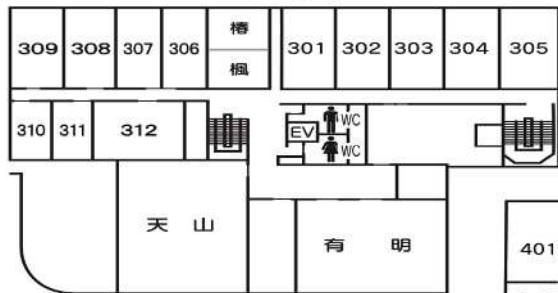
開・閉会式、中央情勢説明、意見発表、意見交換会、グループディスカッション①、全体発表、まとめ総評

[2階]



自動販売機

[3階]



[4階]

